

特別警報・暴風警報等発令時の対応について

令和5年4月1日 改定

気象状況等によって、警報が発令されたときは、次のような対応をとること。

(1) 「特別警報」・「暴風警報（暴風雪警報を含む）」が発令されている場合

- ① 午前6時において警報が、滋賀県内（一部の区域を含む）に発令されている場合は、自宅待機とする。
- ② 午前10時においてもなお、警報が発令されている場合は、自宅学習とする。

(2) 「特別警報」・「暴風警報（暴風雪警報を含む）」が解除された場合

午前6時から午前10時の間に、警報が解除された場合は、午後（4限～）から授業を行う。

(3) その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）が発令されている場合

居住地域や通学経路等の状況を把握したうえで登校すること。

危険が予想される場合は無理して登校せず、登校できないことを必ず学校に連絡すること。